

建設工事積算に関する情報 提供資料取扱要綱

(平成8年10月1日)

改正 平成9年8月1日

(目的)

第1条 この要綱は、公共事業の執行において、透明性、客観性、妥当性を確保する観点から公表する「建設工事積算に関する情報提供資料(以下「提供資料」という。)の閲覧、複写について必要な事項を定めることを目的とする。

なお、当要綱は、情報提供資料の収集管理に関する要綱(昭和61年4月1日施行、昭和62年4月1日改正)を準拠するものとするが、以下の規定については当要綱によるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、提供資料とは、次の表に掲げるものをいう。

部 局	主 務 課	情 報 提 供 資 料	分 類 記 号
農 政 部	耕 地 課	土木工事地区資材単価	
林 務 部	治山林道課	森林土木工事積算資料 (基礎単価表) 森林土木工事積算基準 (治山・林道編) 森林土木工事標準歩掛表 (治山・林道編)	
土 木 部	技術管理室	土木工事標準積算基準書 (山梨県版) 土木工事実施設計単価表 公共工事設計労務単価表 測量業務積算基準 設計業務積算基準 地質調査積算基準	

(提供資料の閲覧等)

第3条 提供資料を閲覧しようとする者(以下「利用者」という。)は、情報提供資料閲覧カード(第3号様式)を提出し、原則として県民情報センター内において閲覧等しなければならない。

(提供資料の複写)

第4条 利用者は、県民情報センター等で管理する提供資料(著作権法(昭和45年法律第48号)の規定に抵触するものは除く。)の写しを必要とするときは、情報提供資料複写申請書(第4号様式)を提出し、県民情報センターにあつては広聴広報課長の承認を得て写しの交付を受けることができる。

- 1 前項の規定による提供資料の写しの交付部数は、同一資料について1人につき1部とする。
- 2 第2項の規定による当該写しの交付等に要する費用は、利用者が負担しなければならない。この場合の費用の徴収については、山梨県公文書公開事務取扱要綱第8の規定を準用するものとする。

(提供資料の貸出し)

第5条 県民情報センターで管理する提供資料は、原則として貸し出しは行わないものとする。ただし、情報提供資料を提出している課の長の同意を得て、広聴広報課長が認める場合はこの限りではない。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。